

石綿健康被害救済制度に

平成22年7月1日から、

中皮腫・石綿による肺がんに加えて、

著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び

著しい呼吸機能障害を伴う

びまん性胸膜肥厚が救済対象に

追加されました。

これらの疾病により、現在療養中の方やそのご遺族の方は、労災保険等の対象とならない場合でも「石綿による健康被害の救済等に関する法律」により、医療費、弔慰金等の救済給付が受けられます。

(認定申請等が必要です。また、認定の決定に際して、審査があります)

なお、中皮腫・石綿による肺がんの認定・給付内容については、変更はありません。また、お心当たりの方への情報提供にご協力お願いいたします。

お問い合わせ先



独立行政法人環境再生保全機構

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

ホームページ <http://www.erca.go.jp/asbestos/>



0120-389-931

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝・年末年始12/29~1/3を除く)

さあはやく きゅうさい

平成22年7月1日以降の概要

救済給付の対象となる指定疾病

現行

①中皮腫

②肺がん

改正

①中皮腫

②肺がん

③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

※中皮腫・肺がんについて、改正後も給付内容等は今までどおり変更はありません。

■申請等の受付について

環境再生保全機構、環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

ご相談には、環境再生保全機構 [フリーダイヤル ☎ 0120-389-931](tel:0120-389-931) もご利用できます。

1 認定された方への救済給付

医療費(自己負担分)……療養開始日から支給されます。(認定申請日の3年前よりの医療費については支給されません)

療養手当(約10万円)……療養開始日または認定申請日の3年前の日が属する月の翌月から療養等が不要になった日が属する月まで支給されます。

葬祭料(約20万円)……葬祭を行った方へ支給されます。

2 特別遺族弔慰金等の救済給付について

①中皮腫・石綿による肺がんにより亡くなられた方のご遺族への救済給付

平成18年3月26日以前(この法律の施行前)に亡くなった方のご遺族及び平成18年3月27日以降(この法律の施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族への救済給付

特別遺族弔慰金(280万円)・特別葬祭料(約20万円)が支給されます。

(ア)平成18年3月26日以前(法律施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成24年3月27日までです。

(イ)平成18年3月27日以後(法律施行後)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後5年以内です。ただし、改正法施行前(平成20年12月1日より前)に亡くなられた方のご遺族の請求期限は平成25年12月1日(改正法の施行日より5年以内)です。

②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により亡くなられた方のご遺族への救済給付

平成22年6月30日以前(改正政令の施行前)に亡くなった方のご遺族及び平成22年7月1日以後(改正政令施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族への救済給付

特別遺族弔慰金(280万円)・特別葬祭料(約20万円)が支給されます。

(ア)平成22年6月30日以前(改正政令の施行前)に亡くなった方のご遺族の請求期限は平成28年7月1日までです。

(イ)平成22年7月1日以後(改正政令施行日以降)に認定の申請をしないで亡くなった方のご遺族の請求期限は死亡後5年以内です。